

二級建築士の業務停止処分について

建築士法（昭和25年法律第 202号）第10条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 5 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 4 年 6 月 20 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 処分をした年月日

令和 4 年 6 月 13 日

2 処分を受けた建築士の氏名等

氏 名	建築士の別	登録番号
講神 幸彦	二級建築士	富山県知事登録 第6858号

3 処分の内容

業務の停止 7 月間 （令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 1 月 31 日まで）

4 処分の原因となった事実

(1) 滑川市内の一戸建て住宅の新築工事について

ア 設計者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第 1 項の規定に違反し、建築物の敷地が道路に 2 メートル以上接しない設計を行い、当該設計に基づき工事施工者として工事に着手した。なお、工事着手時点で当該住宅は同条第 2 項第 1 号の規定による認定又は同項第 2 号の規定による許可を受けておらず、同項に規定する同条第 1 項の規定を適用しない建築物には該当しない。

イ 当該工事の工事施工者として、建築基準法第 6 条第 8 項の規定に違反し、同条第 1 項に規定する確認済証の交付を受けずに当該工事に着手した。

(2) 工事監理者としての業務について

工事監理者として、複数の工事監理を行い、工事監理が終了したにもかかわらず、建築主に建築士法第20条第 3 項の規定による報告をしなかった。

(3) 設計受託契約又は工事監理受託契約の締結について

ア 建築士事務所の開設者として、複数の設計受託契約又は工事監理受託契約の建築主との締結に際し、あらかじめ、当該建築主に対し、管理建築士

等をして、当該契約に係る建築士法第24条の7第1項に規定する重要事項を記載した書面を交付して説明させることをしなかった。

イ 当該契約を締結したにもかかわらず、当該契約の委託者に対し、建築士法第24条の8第1項に規定する書面を交付しなかった。